

外国債券に関する業務規程の特例

(目的)

第1条 この特例は、外国債券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

第2条 第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第1号から第5号までに掲げるものの性質を有する債券（業務規程第2条第1項第2号に定める転換社債型新株予約権付社債券を除く。）をいう。以下同じ。）の売買等について、業務規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、業務規程の定めるところによる。

(売買立会の区分及び売買立会時)

第2条 外国債券の売買立会の区分及び売買立会時は、午後1時30分から2時までの間において、銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとする。

第3条及び第4条 削除

(円貨建外国債券の競争売買における呼値の順位)

第5条 円貨建外国債券（額面金額及び利子が本邦通貨で表示されている外国債券をいう。以下同じ。）の競争売買における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先する。
- (2) 同一値段の呼値の順位は、本所が定める。
- (3) 成行呼値は、それ以外の呼値に値段的に優先し、2以上の現物取引参加者の成行呼値相互間の順位は、同順位とする。

(円貨建外国債券の個別競争売買)

第6条 円貨建外国債券の個別競争売買は、次の各号に定めるところによる。

(1) 売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次のaからcまでに掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、本所が定める順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。ただし、本所が定めるところにより売呼値又は買呼値を周知させる場合における当該呼値に対当する呼値は、当該呼値の値段に係る数量を限度として売買を成立させる。

- a 成行呼値の全部の数量
- b 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部の数量
- c 当該値段による呼値について、次に掲げる数量
 - (a) 売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量
 - (b) 他方の呼値の数量については、本所が定める数量

(2) 前号の場合において、売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段が二つ以上あるときの約定値段は、これらの値段のうちに直前の約定値段と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も近接する値段とする。ただし、本所が直前の約定値段を基準とすることが適当でないと認めるときは、本所がその都度定める値段とする。

(呼 値)

第7条 円貨建外国債券の呼値は、注文控（以下「板」という。）に記載する方法による呼値（以下「板呼値」という。）によるものとする。

2 外貨建外国債券（額面金額及び利子が本邦通貨以外の通貨で表示さ

れている外国債券をいう。以下同じ。) の呼値の単位は、100ポイントにつき、0.01ポイントとする。この場合において、次条第2号に規定する売買単位を100ポイントとする。

- 3 外国債券の呼値を行う場合の値段の限度は定めない。ただし、本所が特に必要があると認めて値幅を定めた場合には、当該値幅の限度を超えて呼値を行うことができない。
- 4 この特例に定めるもののほか、外国債券の呼値に関し必要な事項については、本所が定める。

(売買単位)

第8条 外国債券の売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 円貨建外国債券

本所が定めるところにより、額面10万円又は額面100万円とする。

(2) 外貨建外国債券

銘柄ごとに、額面金額とする。

(円貨建外国債券の板呼値の周知)

第9条 本所は、円貨建外国債券の板呼値について、売買の成立を促進するために必要があると認められるときは、その存在を周知させるものとする。

(円貨建外国債券の板の様式等)

第10条 円貨建外国債券の売買の板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱いについては、本所が定めるところによるものとする。

(外貨建外国債券の売買代金)

第11条 外貨建外国債券の売買代金(経過利子を含む。)は、本所が指定する外国為替相場により、本所が定めるところに従い、本邦通貨に換算するものとする。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第12条 外国債券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する現物取引参加者を外国債券の売買を行う者とみなしてこの特例を適用する。

付 則

この特例は、昭和55年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、昭和57年2月12日から施行する。

付 則

この特例は、昭和57年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、昭和58年8月1日から施行する。

付 則

この特例は、昭和61年2月10日から施行する。

付 則

この特例は、昭和61年8月1日から施行する。

付 則

この特例は、昭和62年1月5日から施行する。

付 則

この特例は、昭和62年10月5日から施行する。

付 則

この特例は、昭和63年4月30日から施行する。

付 則

この特例は、昭和64年2月1日から施行する。ただし、円貨建外国債券の特別取引の売買立会時については、改正後の第2条第2号の規定にかかわらず、本所が定める日まで、なお従前の例による。

(注)「本所が定める日」は平成3年4月29日

付 則

この特例は、平成元年4月1日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

この特例は、平成3年1月4日から施行する。

付 則

この特例は、平成3年4月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成3年7月15日から施行する。

付 則

この特例は、平成4年4月20日から施行する。

付 則

この特例は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成9年11月26日から施行する。ただし、第23条第2項の改正規定は、平成9年11月10日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年6月24日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年7月26日から施行する。

付 則

この特例は，平成11年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は，平成11年11月1日から施行する。
- 2 この特例施行の日（以下「施行日」という。）前に成立した円貨建外国債券の売買で施行日において未決済のものについては，施行日をもって第16条の2の規定に基づく債務の引受けが行われたものとする。

付 則

この特例は，平成11年12月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は，平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は，新株予約権付社債とみなして，改正後の規定を適用する。

付 則

この特例は，平成15年1月8日から施行する。

付 則

この特例は，平成17年4月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成18年1月10日から施行する。

付 則

この特例は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この別表は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は，平成21年12月30日から施行する。

付 則

この特例は，平成25年1月1日から施行する。